

# 建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班  
〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1  
電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090  
E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp  
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

- 建築士の定期講習未受講者に対する懲戒処分について
- 改正耐震改修促進法の施行（H25.11.25）について
- 宮城・仙台復興住宅リフォームフェア2014のご案内

## ○建築士の定期講習未受講者に対する懲戒処分について<国土交通省 建築指導課>

平成20年11月28日に施行された改正建築士法第22条の2に基づき、建築士事務所に所属する建築士（一級、二級、木造）は3年以内ごとにそれぞれ建築士定期講習を受講し修了することが義務付けられました。

また、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士についても、それぞれ定期講習を3年以内ごとに受講し修了しなければならず、これらの定期講習は、一級建築士定期講習とは異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず全ての構造・設備設計一級建築士に義務付けられています。

国土交通省等においては、定期講習の受講を促すため、全建築士事務所にダイレクトメールによる注意喚起等を繰り返し行うとともに、県、特定行政庁、指定確認検査機関の協力のもと建築確認申請の窓口においても定期講習受講の注意喚起に努めているところです。

さらに、国土交通省（地方整備局等）においては、平成24年3月31日までに受講すべき定期講習を受講していない一級建築士に対して、早急に受講するよう警告文を发出し、その後も受講が確認できなかった方に対しては、再警告文を发出しているところです。なお、二級・木造建築士については、県から警告文が发出されることになっています。

建築士の定期講習は、国民の生命、財産を守るため建築物の設計・工事監理に必要な能力が維持向上されるように、業に携わる建築士に受講を義務付けているものであり、本来受講すべき定期講習を受けないままの建築士は、法令を遵守していないばかりか、その者の資質・能力においても問題がある可能性があります。

このため、今後、定期講習の未受講者（受講したが未修了である者も含む）については懲戒処分が行われることとなりますが、一級建築士に対する平成25年4月1日時点における処分内容は以下に示すとおりで、懲戒処分を受けると、国土交通省ホームページ等において氏名や登録番号等が公表されるとともに、処分歴が一級建築士名簿に記載されることとなります。（二級・木造建築士については、県知事によって処分されます。）

### <一級建築士定期講習の受講義務者>

平成24年3月31日を定期講習の受講期限とする一級建築士で、平成24年4月1日時点での未受講者。

- ①改正建築士法の施行日（平成20年11月28日）から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士（施行日時点での一級建築士試験合格者に限る。）で、定期講習の未受講者

②平成 20 年度の定期講習受講者（構造・設備設計一級建築士講習受講者を含む。）

③平成 20 年 12 月に一級建築士試験に合格した所属建築士で、定期講習の未受講者

### ＜処分内容＞

①平成 26 年 3 月 31 日までに受講した場合→各地方整備局長等による「戒告」

②平成 26 年 3 月 31 日までに受講しなかった場合→国土交通大臣による「業務停止 2 月」

以上の事項についてご留意のうえ、定期講習の未受講者におかれましては、早急に定期講習を受講いただくようお願いいたします。

## ○改正耐震改修促進法の施行（H25.11.25）について＜宮城県 建築宅地課＞

### 1 背景

- 「地震防災戦略」（中央防災会議策定（H17年））において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を平成 27 年までに 90%と設定（平成 15 年時点：75%）。  
（現行の耐震基準は昭和 56 年 6 月に導入）
- 耐震化率は平成 20 年時点で住宅が約 79%、多数の者が利用する建築物が約 80%となっている。平成 20 年までに達成すべき数値よりも約 2%マイナスの状況。
- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。  
（南海トラフの巨大地震の被害想定：建物被害約 94 万棟～240 万棟、死者数約 3～32 万人）
- 耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題。

### 2 耐震改修促進法の改正の概要

原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物（同年 6 月 1 日以後に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）が対象

#### ＜建築物の耐震化の促進のための規制強化＞

#### ① 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け

不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

##### ＜要緊急安全確認大規模建築物の要件＞

階数 3 及び床面積の合計 5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等であって、耐震不明建築物であるもの

- ・病院、店舗、旅館等：階数 3 及び床面積の合計 5,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所：階数 2 及び床面積の合計 1,500㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数 2 及び床面積の合計 3,000㎡以上、等

※現在、建築宅地課において対象建築物を精査中

#### ② 大規模な地震が発生した場合においてその利用の確保が公益上必要な建築物等に対する耐震診断の義務付け

県又は市町が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所定の期日までに所管行政庁に報告しなければならない。

※県、市町の耐震改修促進計画により、対象となる建築物及び耐震診断の結果の報告期日が定められる。

③ 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大

昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物について、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられた。

<建築物の耐震化の円滑な促進のための措置>

① 耐震改修計画の認定基準の緩和（増築、改築の範囲の拡大）及び認定に係る建築物の容積率、建ぺい率の特例措置の創設

所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定することができる増築及び改築の範囲が拡大され、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例措置が講じられた。

② 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設

建築物の地震に対する安全性に係る認定制度が創設され、当該認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物等にその旨の表示をすることができるようになった。

③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度が創設され、当該認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集会の決議（過半数）により耐震改修を行うことができるようになった。

<国による支援措置の拡充>

① 平成 24 年度補正予算

■ 住宅の改修・建替え等に対する緊急支援

通常の支援（補助率国：11.5%等，地方：11.5%等）に加え、  
30万円/戸を追加支援（国：15万円/戸，地方：15万円/戸）

■ 密集市街地や津波浸水想定区域等に係る避難路沿道建築物の改修・建替え等に対する補助率の拡充等

密集市街地等の避難路の補助率を拡充  
（国：1/6，地方：1/6→国：1/3，地方：1/3）等

② 平成 25 年度予算

■ 耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設

○ 耐震診断 国：[通常] 1/3⇒[緊急支援] 1/2

○ 耐震改修等 国：[通常] 11.5%，1/3⇒[緊急支援] 1/3，2/5

（通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率）

（上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）

■ 耐震改修促進税制（住宅）の拡充（※非住宅については平成 26 年度税制改正において法人税・固定資産税等の特例措置を創設予定）

○ 所得税（H29 まで延長） H26.4～H29.12 の控除限度額を 25 万円に拡充

○ 固定資産税（H27 まで） 特に重要な避難路沿道にある住宅は 2 年間 1/2 減額に拡充

◎宮城・仙台復興住宅リフォームフェア2014のご案内<(株)リフォーム産業新聞社>

## リフォームの魅力を潜在需要を掘り起す

「宮城・仙台復興住宅リフォームフェア」は一般消費者が住まいの専門家と出会う場

開催日時 2014年1月18日(土)～19日(日) 10:00～17:00  
開催会場 夢メッセみやぎ(宮城県仙台市宮城野区港3-1-7)  
来場者対象 一般消費者  
入場料 無料  
出展団体 リフォーム会社・工務店・ハウスメーカー・専門工事会社・不動産会社・住宅設備・建材メーカー等の約120社

## イベントは4つの企画で構成されています

### 住宅設備・建材/関連サービス

水まわり設備から、屋根・外壁・塗料、床・壁材等の内装建材、ガーデン・エクステリアまで、リフォーム対応商品をラインアップ。注目度が高い耐震や省エネ・エコ関連商品も並びます。



### 工事相談コーナー

地域工務店・リフォーム会社、ハウスメーカー等のリフォーム事業者が一般消費者の住まいの悩み相談に対応します。イベントでの出会いをきっかけに新規顧客開拓を図っています。



### セミナー

様々な分野の専門家が消費者の抱える住まいの悩みを解決するための知識・情報を提供。住宅の問題だけでなく、新しいライフスタイル提案をすることで、リフォーム需要の掘り起こしを図ります。



### ワークショップ/お楽しみイベント

展示ブースとは異なる形で、住まい・暮らし関連の情報を提供することを目的にした主催者企画コーナーや家族連れの出場者が楽しめるお楽しみ企画を開催し、イベントを盛り上げます。



～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。  
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索